

# 資料4 IC自動車検査証導入後のOSS 申請の充実・拡充の検討

---

# OSS申請の充実・拡充の検討

現在、OSSに対応していない車両、または、OSSの利用が進んでいない主な車両は以下のとおり。関係機関における電子化の取組み状況や意向を踏まえ、今後、対応の方向性を検討。

	車両	OSSに対応していない理由/OSSの利用が進んでいない理由
1	登録手数料等が課されない官公庁等の所有する車両（公用車）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所証明申請手続においては、各都道府県ごとに条例で（保管場所証明書申請に必要な）手数料の徴収要件を定めており、システムによる統一的な対応が困難であるため。</li> <li>・継続検査等の保管場所証明申請手続を含まない手続をOSSで申請するためには、公用車であることを証明する官職証明書もしくは職責証明書が必要となるが、当該証明書を利用した申請が可能であることの理解が進んでいないため。</li> </ul>
2	自動車損害賠償責任保険証明書（自賠責証）を電子化していない車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自賠責証が電子化されていない場合には、当該書面を提出する必要があるため。</li> </ul>
3	都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県ごとに条例で減免要件及びその確認方法（必要書類等）を定めており、システムでの処理が困難であるため。</li> </ul>
4	型式指定自動車以外の車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入の事実を証明する書面（自動車通関証明書等）や保安基準に適合していることが確認できる書面（自動車予備検査証等）が電子化されておらず、当該書面を提出する必要があるため。</li> <li>・運輸支局に車両を持ち込んで検査を受ける場合、OSS申請のメリットが小さいため。</li> </ul>
5	二輪自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に必要な書面（完成検査終了証等）が電子化されておらず、当該書面を提出する必要があるため。</li> <li>・申請形態が様々であり、運輸支局に車両を持ち込んで検査を受ける場合、OSS申請のメリットが小さいため。</li> </ul>